

## 不妊治療費助成制度の変更について

### 1. 概要

平成31年度に東京都で不妊検査等助成事業が変更されることに伴い、品川区で実施している一般不妊治療医療費助成事業について、下記のとおり制度変更を行う。また、東京都特定不妊治療費助成事業についても所得制限の引き上げが行われるため、区の助成申請数の増加が見込まれる。

### 2. 変更内容

#### ●平成30年度(現行)

#### ●平成31年度(平成31年4月1日改正予定)

##### (1) 対象年齢

東京都	一般	検査開始日現在、妻が35歳未満
	特定	治療期間の初日現在、妻が43歳未満
品川区	一般	検査開始日現在、妻が35歳以上43歳の誕生日前日まで
	特定	都に準ずる



東京都	一般	検査開始日現在、妻が40歳未満
	特定	治療期間の初日現在、妻が43歳未満
品川区	一般	検査開始日現在、妻が40歳以上43歳の誕生日前日まで
	特定	都に準ずる

##### (2) 所得制限

東京都	一般	なし
	特定	夫婦合計所得730万円未満
品川区	一般	なし
	特定	都に準ずる



東京都	一般	なし
	特定	夫婦合計所得905万円未満
品川区	一般	なし
	特定	都に準ずる

### 3. その他

- (1) 平成30年4月より都が事実婚夫婦を助成対象としたため、区も助成対象とする。
- (2) 広報しながわ(4月21日号)、区ホームページ等で周知を行っていく。